

羽曳野キャンパス学生自治会規約

第1章 名称

第1条 本団体は、大阪府立大学羽曳野キャンパス学生自治会と称する。

所在地；大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号

設立年月日；平成18年5月20日

第2章 目的

第2条 本団体は、大阪府立大学羽曳野キャンパス学生がより良い学生生活を送れるよう
にすることを目的とする。

第3章 活動

第3条 本団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学生から徴収した自治会費の運営
2. 杏樹祭への援助
3. 友好祭への援助
4. 各クラブ・サークルへの援助
5. サークル室の管理、各クラブへの割り振り
6. 学位授与式において卒業生に記念品と花束を贈る
7. その他、必要と認める活動

第4章 構成員

第4条 本団体は羽曳野キャンパスに在籍する、自治会費を納めた学域生で構成される。
これを自治会構成員と称す。

第5条 自治会構成員の内、議決権を持つ学生を自治会委員と称する。自治会委員は各ク
ラブから一人選出される。

第6条 各クラブ・サークルにおいて、自治会委員に変更があった場合は、自治会長に知
らせなければならない。

第7条 自治会委員は自治会長、その他役員からの連絡事項を各クラブに伝えなければな
らない。

第5章 運営

第8条 本団体の役員には看護学類、総合リハビリテーション学類の各専攻の自治会構成
員よりそれぞれ一人以上選出される。

第9条 本団体には中央執行委員会をおき、以下の役職で構成される。

なおこの役職は各一人ずつとし、役員より選出される。

- ・会長
- ・副会長
- ・会計
- ・書記

第 10 条 会長は自治会の運営を総理する。

第 11 条 副会長は会長の不在時にはその代理を務める。

第 12 条 役員の任期は 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

第 6 章 会計

第 13 条 本団体は自治会費運営経費を次の通りとする。

1. 自治会費
2. その他口座利子

第 14 条 本団体の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 15 条 自治会費は毎年、新入生入学時に 4 年分をまとめて徴収する。

第 7 章 規約の改正

第 16 条 本規約の改正は自治会委員の過半数の賛成を必要とする。

第 17 条 (細則)

1. 2020 年 4 月 1 日改正を実施